

(表面)

特定指定物質適正管理計画変更等届出書 (新たに物質Cの取扱を開始した時の記入例)

事実発生日から起算して30日以内(大幅な変更の場合は120日以内)に届出

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 あて

届出者 前橋市大手町1-1-1

押印不要

法人の代表者からの委任がある工場長等、また商法上の支配人になっている工場長等でも可

群馬株式会社 代表取締役 群馬太郎

群馬県の生活環境を保全する条例第48条第4項の規定により、特定指定物質の適正な管理を図るための計画に係る事項の変更又は廃止について、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	変更前		
	変更後		
工場又は事業場の名称	変更前	群馬株式会社 甲工場	
	変更後	変更なし	
工場又は事業場の所在地	変更前	前橋市大手町2-2-2	
	変更後	変更なし	
取り扱う特定指定物質の名称及び併せて付する任意の名称	変更前	特定指定物質の名称	
		任意の名称	
		特定指定物質の名称	
		任意の名称	
	変更後	特定指定物質の名称	鉄
		任意の名称	物質C
		特定指定物質の名称	
		任意	
特定指定物質の適正な管理を図るための計画	別添のとおり	変更箇所のみ記載	
変更又は廃止の理由	鉄の年度取扱量が500kgを超える見込みとなったため、適正管理計画に新規で追加した。		
問い合わせ先	部署	環境部保全係	
	氏名	前橋一郎	
	電話番号	027-224-1111	

複数の工場等がある場合、届出対象工場等を明確にするため、名称・所在地については変更がなくても記載

変更箇所のみ記載

変更後の適正管理計画書を添付する  
\*添付の計画書の中で変更箇所を区別できるようにする。(朱書き、アンダーライン等)

(裏面)

※ 整理番号	記載しない	
※ 受理年月日		年            月            日
※ 審査結果		
※ 備考		

- 備考
- 1 工場又は事業場ごとに作成すること。
  - 2 取り扱う特定指定物質については、変更又は廃止する特定指定物質に限らず、変更前に取り扱っていた特定指定物質及び変更又は廃止後に取り扱う特定指定物質を全て記載すること。
  - 3 特定指定物質の名称は、群馬県的生活環境を保全する条例施行規則第30条の9各号に掲げる名称を記載し、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載すること。
  - 4 任意の名称は、群馬県的生活環境を保全する条例施行規則第30条の15第1項の規定により必要のある場合に記載すること。既に届出に使用した任意の名称がある場合は、当該届出に用いた任意の名称を記載すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 届出書及び別添計画の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。